

「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」の一部改正に関する意見公募について
(意見公募要領)

横浜市では、「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」の一部改正を予定しております。
つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和6年9月5日(木)から令和6年10月4日(金)まで

2 意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：ke-daiten@city.yokohama.jp

横浜市経済局商業振興課(大規模小売店舗立地法担当) あて

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市経済局商業振興課(大規模小売店舗立地法担当) あて

(3) F A X の場合

F A X 番号：045-664-9533

横浜市経済局商業振興課(大規模小売店舗立地法担当) あて

3 注意事項

(1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

(3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市経済局商業振興課(大規模小売店舗立地法担当) あて

電話番号：045-671-3488

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上